

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－904	承認日	2025/10/1	1/1
運転手就業規則				作成者	承認者	
				西村 昭郎	島 隆雄	

## 第1条

この規則は、運転手として雇用される非常勤職員の就業に関する事項を定め、安全な送迎業務が行われることを目的とする。

## 第2条 運転手の定義

この規則の運転手とは、もっぱら患者および利用者の送迎車両を運転する者をいう。

## 第3条 安全運転

運転手は健康管理につとめ、安全運転に努めることとする。採用時、年1回の健康診断を受けなければならない。飲酒および酒気帯び運転は厳禁とする。飲酒運転、酒気帯び運転が認められたときは契約を解除する。運転時の始業点検をおこなうこと。

## 第4条 就業時間

就業時間は雇用契約書にて明示する。ただし、業務の都合その他特別の事情がある場合は、変更することがある。

## 第5条 賃金

賃金は、契約の定めに従って支給する。ただし、法令で定める地域別最低賃金額以上となるように定める。最低賃金額との比較においては、ベースアップ評価手当を算入する。

1時間の単価は1,041円とし、昇給は行わない。

賃金の締切日は、当月1日より末日までの分を翌月15日に支給する。15日が銀行休業日の場合は15日以前直近の銀行営業日とする。

## 第6条 手当

運転手には賃金規程にもとづく通勤手当、ベースアップ評価手当（1時間当たり13円以上）を支給する。その他の手当は支給しない。

## 第7条 休暇

有給休暇はパートタイマー就業規則に準じて付与する。その他の休暇は定めない。

## 第8条 退職

運転手が退職しようとする時は、遅くとも1カ月前までに書面で申し出るものとする。

## 第9条 定年

運転手が満70歳に達した年度末をもって定年とする。ただし、運転技能、健康状態に問題がない場合、75歳に達した年度末まで法人は雇用を継続することができる。

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－904	承認日	2025/10/1	2/1
<b>運転手就業規則</b>				作成者	承認者	
				西村 昭郎	島 隆雄	

第10条 契約解除

法人は契約を解除しようとする時は、遅くとも1カ月前までにその旨通知する。

第11条

ここに定めのない事項は、パート就業規則、石川勤労者医療協会就業規則に準ずる。

2018年4月1日から施行する。